第一項の表一一一の項及び一一二の項中「龍ヶ崎市4201－2」を「龍ヶ崎市4200－3」に改め、同表二三五の項を次のように改める。

235	削除

第一項の表一三九の項を次のように改める。

239	削除

第一項の表二四一の項を次のように改める。

241	削除

第一項の表二五〇の項を次のように改める。

250	削除

第一項の表四四五の項を次のように改める。

445	削除

第一項の表五〇六の項を次のように改める。

506	削除

第一項の表五〇九の項を次のように改める。

509	削除

第一項の表五一七の項を次のように改める。

517	削除

第一項の表五六五の項を次のように改める。

565	削除

第一項の表六一六の項を次のように改める。

616	削除

第一項の表七三〇の項中「龍ヶ崎市4201－2」を「龍ヶ崎市4200－3」に改める。

二十一　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八三の項を次のように改める。

83	削除

第一項の表九八の項及び九九の項を次のように改める。

98	削除
99	削除

第一項の表一二五の項を次のように改める。

125	削除

第一項の表一四二の項を次のように改める。

142	削除

第一項の表一九二の項を次のように改める。

192	削除

第一項の表二二九の項を次のように改める。

229	削除

第一項の表二八二の項を次のように改める。

282	削除

第一項の表三三〇の項及び三三一の項を次のように改める。

330	削除
331	削除

第一項の表三四三の項を次のように改める。

343	削除

第一項の表三六七の項を次のように改める。

367	削除

第一項の表三七一の項を次のように改める。

371	削除

第一項の表三八一の項を次のように改める。

381	削除

第一項の表三九三の項及び三九四の項を削る。

二十二　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三三の項中「4201－2」を「4200－3」に改め、同表八〇の項を次のように改める。

80	削除

二十三　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六六の項を次のように改める。

66	削除

二十四　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七四の項を次のように改める。

74	削除

二十五　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三八の項を次のように改める。

138	削除